

■ 意見書 ■

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症による甚大な影響が、地域経済のあらゆる分野に極めて長期間にわたり及んでおり、地方公共団体は、この困難な状況を乗り越えるべく、地域の力を結集して感染拡大防止に懸命に取り組みつつ、地域経済の活性化に全力を傾けてきたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、これまでにない早さでの感染拡大や重症化をもたらす変異株への対応を含めた感染拡大防止策や医療提供体制の整備はもとより、雇用維持・事業継続や経済活動の活性化・強靱な経済構造の構築などに、引き続き強力な対策を講じなければならない。

令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、2022年度から2024年度までの3年間の地方一般財源総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところである。

今後、地方が責任をもって、社会保障はもとより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

よって、国におかれては、令和4年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後の感染状況も踏まえ、地方公共団体が必要とする額について、引き続き交付金の確保を行うとともに、配分が留保されている事業者支援分を早期に配分すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地方の必要とする総額を確保すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、減収補てん債の対象税目拡大など、令和2年度の措置を踏まえ、必要な措置を講じること。
- 4 社会保障、感染症対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 5 地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 6 地方財政計画と決算との差額などの見える化については、財源の年度間調整は各地方公共団体が自主的に行うべきものであること、一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）の見える化については、一般行政経費（単独）は地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であることに留意すること。
- 7 地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
- 8 補助金について、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど対象や工程について地方と十分に協議した上で、地方の実情を踏まえた見直しを行うこと。
- 9 会計年度任用職員制度の運用に必要な財政需要については、地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。
- 10 過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えることから、原則として令和3年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の措置の延長や対象事業の拡大などを図ること。
- 11 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- 12 地方交付税については、所要額を確保するとともに、その財源調整機能を強化することとし、基準財政需要額の算定に当たっては、過疎地域や離島といった条件不利地域や、自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること。
- 13 業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映に際して、地方の行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
- 14 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

- 15 大規模な地震に備え、県民の安全・安心を確保するため、大規模建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化に必要な事業費を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月9日

鹿児島県議会議長 田之上 耕 三

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革）

内閣府特命担当大臣（地方創生）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

殿

上記のとおり発議する。

令和3年7月9日

鹿児島県議会総務警察委員長 中 村 素 子